

高知県空き家再生・活用促進専門家グループ登録制度要綱

制定 平成30年 3月23日

改正 平成30年 9月25日

改正 令和 元年 8月21日

改正 令和 2年10月21日

改正 令和 4年 3月25日

(目的)

第1条 この要綱は、本県における空き家対策の促進を図るため、空き家の再生・活用に関する技術的、専門的な支援業務を実施する事業者や専門家で構成するグループを登録するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「専門家グループ」とは、「高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）第2条第23号、第27号、第28号、第36号に規定する事業に係る事業主体の支援を行うため、この要綱に基づき登録された専門家の集団をいう。
- (2) 「事業主体」とは、補助金交付要綱第2条第23号、第27号、第36号に規定する事業を行う市町村及び第2条第28号に規定する補助対象事業を行う空き家又は空き建築物の所有者等をいう。

(専門家グループの業務)

第3条 専門家グループは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市町村が実施する空き家の調査、実態の把握に関する業務の支援。
- (2) 事業主体が空き家を再生・活用するために行う改修設計及び改修工事に関する技術的な業務の支援。
- (3) 事業主体が再生した空き家の管理・運営に関する専門的な業務の支援。
- (4) 空き家活用に係る利用者側と提供者側双方の要望を踏まえた再生計画の策定の支援。
- (5) 空き家を活用した移住を促進するための業務の支援。
- (6) 空き家に関する相談業務

(登録要件)

第4条 専門家グループには、次の各号に該当するものが所属するものとする。

- (1) 建築士法第23条第1項の規定により建築士事務所として登録を受けている者。

- (2) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者。
- (3) 宅地建物取引業法第3条第1項の規定による宅地建物取引業の免許を受けている者。

- 2 専門家グループは、必要に応じて前項に定める者以外の者を構成員とすることができる。
- 3 第1項に規定する事業者は県内に本店又は営業所を有するものでなければならない。

(登録の申請)

第5条 専門家グループとして登録を行おうとする者は、当該グループの代表者を定めて、別記第1号様式による高知県空き家再生・活用促進専門家グループ登録申請書（以下「登録申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(登録の通知)

第6条 知事は、登録したときには、別記第2号様式による高知県空き家再生・活用促進専門家グループ登録決定通知書により当該事業者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 専門家グループは、登録申請書の内容について変更があったときは、2週間以内に、その旨を別記第3号様式による高知県空き家再生・活用促進専門家グループ登録事項変更届により知事に届け出なければならない。

(実績の提出)

第8条 専門家グループは、第3条の規定による業務を行った場合は、当該業務を行った翌年度5月末までに別記第4号様式による高知県空き家再生・活用促進専門家グループ実績報告書を知事に提出しなければならない。

(専門家グループの公表)

第9条 知事は、別記第5号様式による高知県空き家再生・活用促進専門家グループ名簿を作成し、別記第6号様式による高知県空き家再生・活用促進専門家グループプロフィールシートとともに市町村に送付するとともに、県のホームページ、その他の手段により公表するものとする。

(専門家グループの責務)

第10条 専門家グループは、空き家の再生・活用に関する技術的、専門的な支援業務を実施する専門家の集団であることを自覚し、誠意を持って良心的に業務を履行しなければならない。

- 2 専門家グループは、本業務の際に知り得た家屋の情報、調査した資料等を他に漏らし

てはならない。ただし、当該家屋の所有者の同意がある場合はこの限りではない。

3 専門家グループは、知事が別に定める活動指針に従って業務を行うように努めなければならない。

(登録の取消し)

第11条 知事は、専門家グループが、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する要件を満たさなくなった場合
- (2) 法令に違反した場合
- (3) 第10条の規定に違反していると認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか特に知事が認める場合

(再登録)

第12条 前条の規定に基づき登録が取り消された者は、登録取消しの日から1年間は、再登録を申請することができない。なお、知事が特に認めた場合にはこの限りではない。

2 知事は、登録を取り消された理由に応じ、再度同様の状況を生じるおそれがあると考えられる場合は、再登録を認めないことができる。

(報告等)

第13条 知事は、専門家グループに対して、第3条に規定する業務の適正な執行を図るため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要に応じて勧告、助言をすることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年9月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年8月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。